



核燃料部会規約

平成 29 年 3 月 21 日 第 7 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、組織規程（0103）第 5 条ならびに部会規程（1002）に基づき設置する核燃料部会の組織・運営について定めることを目的とする。核燃料部会（以下、「部会」という）は、核燃料に関連する専門分野の研究活動を支援し、その発展に貢献するとともに、研究交流・協力の推進をはかることを目的とし、設置する。

(運営)

第 2 条 部会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

(事業)

第 3 条 部会は、その目的に基づき、以下の事業をおこなう。

- (1) 部会の活動や研究関連の情報を提供するために、部会報を随時発行するとともに、ホームページを運営する。
- (2) 研究会、セミナー、講演会、講習会、見学会等を適宜開催する。
- (3) 核燃料に関する理解の促進のため、必要に応じて、研究、調査および評価等のためのワーキンググループ等を組織し、研究者間の交流と関連分野の研究活動を活性化する。
- (4) 部会の活動に関連する他部会、研究専門委員会、特別専門委員会等と積極的に交流し、その活動に協力する。
- (5) 部会にかかわる国内外の関連学協会、諸機関との交流を推進し、必要に応じて国際シンポジウム、ワークショップ、研究会等を共催する。
- (6) 必要に応じて、核燃料に関する事項について社会に対して情報を発信する。
- (7) その他、適切な事業を随時、実施する。

(会員資格)

第 4 条 正会員および学生会員は部会員となる資格を有する。

(部会費)

第 5 条 部会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きをおこなうとともに、会員管理規約（0000-06）にしたがって部会費を納入する。なお、退会の際はその旨を学会事務局に申し出る。

(運営組織)

第 6 条 部会の運営は、部会員の互選によって選出された部会長 1 名および副部会長若干名がそ

れぞれ委員長および副委員長を務め、20名程度の運営委員からなる運営小委員会がおこなう。

2 部会長および副部会長の任期は内規により別途定める。

第7条 組織運営のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。

2 各委員は、部会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(部会全体会議)

第8条 部会全体会議を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動報告および決算
- (3) 運営体制
- (4) その他、重要な事項

(運営費)

第9条 部会は、部会配布金、事業収入、賛助金をもって運営することを基本とする。

2 賛助金等小額の外部入金で実施する活動の開始にあたっては、企画委員会での審議を必要とする。また、外部入金の定率を本部管理費として日本原子力学会に収める。

第10条 運営費の予算、決算については、部会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

(改定)

第11条 本規約の改定は、核燃料部会運営小委員会が起案し、核燃料部会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(下部規定)

第12条 本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附則

1 本規約は平成22年10月1日から施行する。

2 改定履歴

- ①昭和59年1月29日 第259回理事会、研究連絡会決定
- ②平成5年4月 研究部会移行
- ③平成22年10月1日 第512回理事会改定
- ④平成28年6月24日 核燃料部会全体会議メール承認, 平成29年2月10日 部会等運営委員会メール報告, 平成29年3月21日 第7回理事会承認

附則

1 平成29年3月21日承認の規約は、理事会承認の日から施行する。